破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１８２号
岩手県東磐井郡藤沢町藤沢字越路48番地
債務者　佐藤優佳里
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第５７０号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目19番地５
債務者　濱崎　武彦
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６０１号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目16番22号
債務者　大里　　昇
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６０２号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目16番22号
債務者　大里示知子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７０１号
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘２丁目2952番地の９
債務者　滝澤　和彦
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４８７号
埼玉県児玉郡神川町大字元原81番地１　みのり荘Ａ－１
債務者　福島　佳充
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４８８号
埼玉県児玉郡神川町大字元原81番地１　みのり荘Ａ－１
債務者　福島ちはる
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４０号
新潟県見附市新町１丁目13番４号
債務者　長谷川里恵子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
山口県宇部市大字東岐波5598番地10
債務者　原田久美子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１７５号
山口県山陽小野田市須恵１丁目５番15号
債務者　上野　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１８３号
山口県山陽小野田市大字小野田523番地１Ｃ棟２―26号
債務者　渡部　仁美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１４４号
札幌市中央区南８条西14丁目１番２―701号
債務者　野中　真一
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９６５号
札幌市東区北26条東20丁目１番２号
債務者　嶺岸　尚之
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５９８号
札幌市北区屯田９条８丁目３番５号　ディライトＣ101号、申立時の住所北海道石狩市緑苑台東１条２丁目75番地
債務者　河口　慎也
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０３２号
札幌市西区西野６条５丁目４番11号　ことぶきマンションＢ－１階18号
債務者　板垣　健二（旧姓鳶坂）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１０３号
札幌市白石区本郷通６丁目北３番28号　パールマンションＤＥＮ－８号
債務者　角　萌優香
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１７９号
札幌市厚別区厚別北４条４丁目10番13号
債務者　萩原ヴィパシリ
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部